



平成27年5月20日

各 位

会 社 名 **平河ヒューテック株式会社**
代 表 者 名 代表取締役社長 目 黒 裕 次
(コード番号：5821 東証第一部)
問 合 せ 先 管理本部長 篠 祐 一
(TEL. 03-5493-1711)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月20日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」に関して、平成27年6月26日に開催を予定している第74回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 【現行定款第2条】当社の事業の多様化に対応するため、事業の目的事項を追加するものであります。
- (2) 【現行定款第6条】当社株式の流動性の向上及び将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達を可能にするため、発行可能株式総数を現行の2,700万株から3,500万株に変更するものであります。
- (3) 【変更案第8条、変更案第9条】会社法第194条に規定する単元未満株式の買増制度を導入するために、定款第9条を新設し、これに伴う所要の変更を行うものであります。
- (4) 【現行定款第14条】株主総会の運営に柔軟性を持たせるため、株主総会の招集権者及び議長を取締役会においてあらかじめ定めた取締役に変更するものであります。
- (5) 【変更案第14条】インターネットの普及に鑑み、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を新設するものであります。
- (6) 【現行定款第21条】取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築することを目的に、取締役の任期を2年から1年に短縮するものであります。これに伴い、取締役の任期の調整に関する規定を削除するものであります。
- (7) 【現行定款第22条第2項】コーポレート・ガバナンスの充実を機動的に行えるよう、会社法上の制度ではない役付取締役の改廃は取締役会で行うこととし、役付取締役に関する規定を削除するものであります。
- (8) 【現行定款第23条】取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、取締役会の招集権者及び

議長について取締役会規程にて定めることに変更するものであります。

- (9) 【現行定款第29条、現行定款第39条】「会社法の一部を改正する法律(平成26年法律第90号)」が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第29条第2項及び現行定款第39条第2項の一部を変更するものであります。
- なお、現行定款第39条第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (10) 【変更案第34条】機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう変更案第34条を新設し、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款第7条を削除するものであります。
- (11) 会社法及び会社法施行規則等に定められていることから、現行定款第12条第2項、現行定款第13条、現行定款第16条第2項、現行定款第22条第1項、現行定款第26条、現行定款第28条、現行定款第33条、現行定款第36条及び現行定款第38条を削除するものであります。
- (12) 上記のほか、規定の移動、削除及び表現の修正等、全般にわたって所要の変更及び整理を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (条文記載省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1) 電線製造販売	(1) 電線・ケーブル及びその加工品の製造、販売
(2) 電機器具製造販売	(2) 電子・電気機器の製造、販売
(3) 電気工事、電気通信工事の請負及び設計、施工、監理	(3) 電気工事・電気通信工事の設計、施工、監理及び請負
(4) 医療用機械器具、医療用具及び部品の製造販売	(4) 医療機器・医療機器用部品の製造、販売
(5) 不動産の賃貸及び管理	(5) 不動産の賃貸及び管理
(6) 前各号に附帯する一切の業務	(6) 前各号に附帯する一切の業務

第3条～第5条 (条文記載省略)

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、27,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式及び募集新株予約権の割り当てを受ける権利

(新設)

第10条 (条文記載省略)

(株式取扱規程)

第11条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第3条～第5条 (現行どおり)

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、35,000,000株とする。

(削除)

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式及び募集新株予約権の割り当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の売渡請求)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を当社に対して売り渡すことを請求することができる。

第10条 (現行どおり)

(株式取扱規程)

第11条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令又は本定款の定めのほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(基準日)

第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項に定めるほか、必要あるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長が招集しその議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定められた順序により他の取締役がこれに代わる。

(新 設)

第15条 (条文記載省略)

(議決権の代理行使)

第16条 当社の株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(削 除)

(削 除)

(招集権者及び議長)

第13条 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、あらかじめ取締役会の決議により選定された取締役がこれを招集する。当該取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定められた順序により、他の取締役がこれを招集する。

2. 株主総会の議長は、あらかじめ取締役会の決議により選定する。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第15条 (現行どおり)

(議決権の代理行使)

第16条 当社の株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

(削 除)

<p>(議事録)</p> <p>第17条 当社の株主総会における議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、議長並びに出席した取締役及び監査役は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条～第19条 (条文記載省略)</p> <p>(解任方法)</p> <p>第20条 当社の取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 当社の取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(代表取締役及び役付取締役)</u></p> <p>第22条 当社の代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p><u>2. 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p><u>(取締役会の招集者及び議長)</u></p> <p>第23条 当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p><u>2. 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定められた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の<u>3日前</u></p>	<p>(議事録)</p> <p>第17条 当社の株主総会における議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、議長並びに出席した取締役及び監査役は、これに署名若しくは記名押印し、又は電子署名を行う。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条～第19条 (現行どおり)</p> <p>(解任方法)</p> <p>第20条 <u>株主総会において、当社の取締役を解任する決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第21条 当社の取締役の任期は、選任後<u>1年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の<u>3日前</u></p>
--	--

に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第25条 (条文記載省略)

(取締役会の議事録)

第26条 当社の取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。

(取締役会規程)

第27条 当社の取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか取締役会規程による。

(報酬等)

第28条 当社の取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、株主総会によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役 (取締役であった者を含む。) の責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 監査役及び監査役会

第30条 (条文記載省略)

第31条 当社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。

までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第23条 (現行どおり)

(削 除)

(取締役会規程)

第24条 当社の取締役会に関する事項は、法令又は本定款の定めのほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(削 除)

(取締役の責任免除)

第25条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役 (取締役であった者を含む。) の責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

第26条 (現行どおり)

第27条 当社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第32条 (条文記載省略)

(常勤の監査役)

第33条 当社の監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第34条～第35条 (条文記載省略)

(監査役会の議事録)

第36条 当社の監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。

(監査役会規程)

第37条 当社の監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第38条 当社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第6章 計算

第40条 (条文記載省略)

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第28条 (現行どおり)

(削 除)

第29条～第30条 (現行どおり)

(削 除)

(監査役会規程)

第31条 当社の監査役会に関する事項は、法令又は本定款の定めのほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(削 除)

(監査役の責任免除)

第32条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計算

第33条 (現行どおり)

(新 設)

(剰余金の配当)

第41条 当社の剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し行う。

(中間配当)

第42条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第43条 当社の剰余金の配当及び中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。

附則

第1条 当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失記録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

第2条 前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条及び本条を削るものとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第34条 当社は、剰余金の配当等会社法459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第35条 当社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当社の剰余金の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(削 除)

(剰余金の配当の除斥期間)

第36条 当社の剰余金の配当について、配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。

(削 除)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月26日(金)
定款変更の効力発生日 平成27年6月26日(金)

以 上